

第 1 2 5 回丹波篠山市議会 9 月 3 日会議

議 会 提 出 議 案



令和 6 年 9 月 3 日

丹 波 篠 山 市

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第7号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和6年6月28日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 5 5 号

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

丹波篠山市立東雲コミュニティセンター	丹波篠山市小田中 2 2 0 番地 2
--------------------	---------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 丹波篠山市立東雲コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 6 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第56号

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年篠山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第8条第1項及び第2項に規定する」を「廃棄物処理に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第57号

丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年篠山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

(丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 丹波篠山市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年篠山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「第1項」に改め、「(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条において同じ。))」を削り、同項第3号の表中「前項各号」を「第1項

各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 58 号

丹波篠山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丹波篠山市国民健康保険条例（平成 11 年篠山市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第59号

丹波篠山市消防団員高視認性活動服購入契約について

丹波篠山市消防団員高視認性活動服の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 丹波篠山市消防団員高視認性活動服購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 23,496,000円
- 4 契約の相手方 京都府綾部市本町7丁目67番地の2
大槻ポンプ工業株式会社
代表取締役 大槻浩平

令和6年9月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明